規　　約

関東実業団剣道連盟

関東実業団剣道連盟規約

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　　本連盟は関東実業団剣道連盟と称する。

（目　的）

第２条　　本連盟は剣道を通じて産業人の人格と、体位の向上および相互の親睦をはかり、もって我が国の産業振興に寄与すること目的とする。

（所在地）

第３条　　本連盟の所在地は、東京都台東区浅草７丁目１番７号、宇賀神ビル内におく。

（事業）

第４条　　本連盟は、その目的達成のため下記の事業を行う。

１．関東実業団剣道大会

２．その他実業団剣道興隆のため適当と認めた事項

第２章　　会　　員

（資　格）

第５条　　本連盟の会員は関東地区に住所を有する企業グループ・企業の事業所に属する剣道部とする。

（入　会）

第６条　　第５条に定める資格を有するものが入会しようとするときは、理事会の承認を要する。

（会　費）

第７条　　本連盟の加盟団体は、別に定めるところによりその年度の会費を納入しなければならない。

（会員の権利）

第８条　　本連盟の会員は会員総会に出席して議事に参加し、また本連盟の

各種行事に参加することができる。

第３章　役　　員

（役　員）

第９条　本連盟に次の役員をおき、無報酬とする。役員には理事会において別途定める必要な費用を支払うものとする。

会　長	１名	副会長	若干名
理事長	１名	理　事	若干名
監　事	２名		

（会長、副会長）

第１０条　会長は、本連盟を統理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

会長、副会長は、理事会において互選によって定める

（相談役、顧問）

第１１条　本連盟の役員であった者に対し、理事会の決議により相談役、顧問の称号を贈ることができる。

会長は重要事項につき相談役、顧問に諮問することができる。

（諮問委員会）

第１２条　会長は会務の運営上必要と認めた場合は、重要事項につき会長の諮問に応える会務運営諮問委員会を設置することができる。

会務運営諮問委員会の委員は、諮問内容に応じ都度役員並びに相談役、顧問の中から会長が任命する。

（理事長）

第１３条　理事長は、会務全般を主宰する。

理事長は、理事の中より会長これを任命する。

（理　事）

第１４条　理事は、理事会を構成し重要会務を審議する。

会長は会務の運営上必要と認めた場合は、理事長の推挙に基づき特定の理事に特定の会務を担当させ、理事長を輔けて会務の運営に当たらせることができる。

（常設委員会）

第１４条の２　本連盟に次の委員会を常設する。

各委員会の委員長は理事の互選により理事会で決定する。委員には理事以外に委嘱することを可とする。

１．大会委員会

連盟が主催する大会運営の企画、調整をする。

２．財務委員会

連盟の健全な財務を行うために連盟の財務運営について企画・調整する。

３．総務委員会

連盟の発展・維持のために組織・運営全般に関する事項を企画、調整する。

（監　事）

第１５条　監事は、本連盟の会計監査と業務監査を行う。

（理事、監事の選出）

第１６条　理事および監事は会員総会において選出する。

（任　期）

第１７条　役員ならびに相談役、顧問の任期は２年とする。ただし再任をさまたげない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

２ 役員は 80 歳で任期満了とする。

３ 役員はそれぞれの役職で連続して 10 年を超えて在任することができないものとする

第４章　　会　　議

（会議の種類）

第１８条　本連盟の議決機関としての会議は、会員総会および理事会とする。

（会員総会）

第１９条　会員総会は、本連盟の最高議決機関であって年１回会長がこれを召集する。

ただし必要ある場合会長は臨時にこれを召集することができる。

会長は会員総会の議長となる。

（会員総会の権限）

第２０条　会員総会は、次の権限を有する。

１．理事、監事を選出すること。

２．会務の報告を受けること。

３．決算を審議すること。

４．会費その他会員の負担を決定すること。

５．本規約の改廃を議決すること。

６．予算を含む年度事業計画を決議すること。

（会員総会の議決）

第２１条　会員総会は会員の過半数の出席によって成立する。ただし、出席する他の会員に委任した者は出席とみなす。

会員総会の決議は出席者の多数決による。

（理事会）

第２２条　理事会は、本規約に定めたる権限を行うほか、会務の運営の全般につき協議する。

会長または理事長は、必要により随時理事会を召集する。

会長は理事会の議長となる。

２ 理事会はオンラインによる開催をさまたげない。

３ 理事会は次の権限を有する。

１．会長、副会長を選任すること

２．会務の報告をすること

３．予算を含む年度事業計画案及び決算案を会員総会へ提出すること

４．理事・事務局の職務執行を監督すること

５．会費その他会員の負担について会員総会へ提案すること

６．本規約の改廃案を会員総会へ提案すること

７．その他本規約で定める事項および本規約を実行するのに必要な事項

（理事会の議決）

第２３条　理事会の議決については規約第２１条を準用する。

理事長は、文書によって各理事に諮る事により、理事会の召集を省略することができる。

第５章　　経　　理

（収　入）

第２４条　本連盟の経費は入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

会費の変更は理事会の提案に基づき会員総会において決定する。

第５章の２　　事務局等

（事務局）

第２４条の２　本連盟の事務処理をするため、事務局を置く。

２　事務局は、事務局長その他の職員等で組織する。

３　事務局長の選任及び解任は、理事会の決議により会長が行う。

４　事務局長以外の職員の選任及び解任は、理事長の起案により会長が行う。

５　その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定めるところによる

（会計年度）

第２５条　本連盟の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第６章　　雑　　則

（規約の変更）

第２６条　この規約の変更は理事会の提案にもとづき、会員総会において決定する。

（会員の失格）

第２７条　会員が２年以上会費の納入を怠り、または会員たるの名誉をき損したときは、理事会の決議により会員の資格を取り消すことができる。

２　前項後段の決議は次の会員総会に報告を要する。

（役員任期の開始日）

第２８条　役員任期は本連盟が発足した昭和 33 年を起点に第 18 条に定める期間ごとに改選したものとして将来の任期の始期および終期を定める。当該年度の定時会員総会終結のときをもって、旧役員は退任し、新役員が就任するものとする。

附則（令和６年５月１７日改正）

この改正は、令和６年５月１７日から効力を発する。ただし、改正後の第１８条第３項の規定は令和８年定時会員総会の終結のときから適用するものとする。

以　上

昭和３３年　９月２０日　施行

昭和３９年１１月　７日　改正

昭和５０年　９月１３日　改正

平成　５年　９月　４日　改正

平成　９年　６月２０日　改正

平成２４年　５月２５日　改正

令和　６年　５月１７日　一部改正